

4月1日施行

北海道防災対策

基本条例制定!!

北海道では、災害に強い地域社会の実現を目的に「北海道防災対策基本条例」を制定し、4月1日から施行となりました。その概要をここに紹介します。

条例を制定した目的

(前文、第1章・第1条)

災害に強い地域社会の実現に資するよう、防災対策に関し、基本理念を定め、道民など及び道の責務を明らかにするとともに、道民などによる防災対策の基本となる事項及び道の基本的な施策を定めることにより、道民など及び道の協働による防災対策を総合的に推進することとするため、この条例を制定しました。

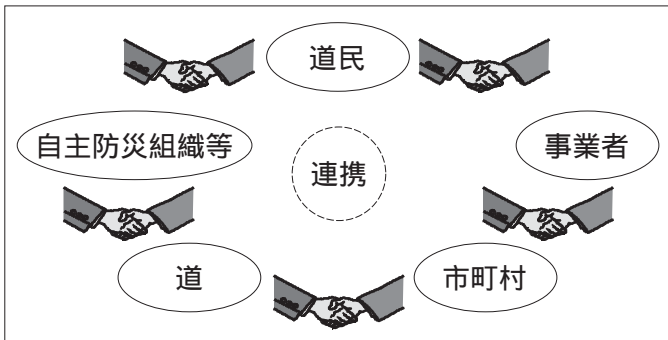
条例の基本理念

(第1章・第3条)

防災対策の推進を図る上での基本となる考え方(基本理念)は次のとおりです。これらの理念のもと、道民などによる防災対策(第2章)、道の基本的な施策(第3章)を着実に実施します。

- 自助...道民が自らの安全を自らで守ること
- 共助...道民などが地域において互いに助け合うこと
- 公助...道、市町村及び防災関係機関が実施する対策

道民など、道、市町村、防災関係機関の適切な役割分担による協働により着実に実施



推進に向けた関係者の責務等

(第1章・第4条～第8条)

道民等による防災対策

(第2章・第9条～第13条)

道民等は、次の防災対策に取り組みます。

道民等

道民
自主防災組織等
事業者

- ・防災に関する意識の高揚感(第9条)
- ・物資の備蓄等(第10条)
- ・建築物の倒壊の防止等(第11条)
- ・円滑な避難(第12条)
- ・防災ボランティアによる支援活動(第13条)

道の基本的な施策

(第3章・第14条～第25条)

道は、次の3つの基本方針に基づき、防災対策を推進します。

【基本方針】

- (1) 協働による防災対策の推進
- (2) 災害への備えを中心とした災害に強い地域づくりの推進
- (3) 地域の特性に応じた防災対策の推進

防災対策の推進